

自賠責共済取り扱っています

自賠責共済(保険)とは

自賠責共済(保険)は、自動車損害賠償保障法により、すべての自動車、二輪自動車および原動機付自転車に、加入が義務づけられている共済(保険)です。

この共済(保険)に加入されないと、車検は受けることができません。

ご注意いただきたいこと

未加入で走行しますと法律により罰せられます。特に車検のない250cc以下のバイクは、満期時の継続手続きもれにご注意ください。

◆自賠責共済(保険)をつけずに車を運行した場合の処分

50万円以下の罰金または
1年以下の懲役

+

免許停止処分
(違反点数6点)

こんなとき支払われます…

自動車を運行中、他人を死傷させて損害賠償責任を負ったとき、支払われます。

※共済(保険)金お支払いの限度額(1名あたり) 平成14年4月1日以降発生 の事故

限度額	傷 害		後 遺 障 害 (第14級～第1級)		死 亡	
	最高 120万円 まで		限度額に応じて 75万～3,000万円 まで (第1級の時は 4,000万円)		最高 3,000万円 まで	
内 容	治 療 費	社会通念上必要かつ 妥当な実績	逸失利益	被害者の収入、年齢。 障害の程度に応じて算定	逸失利益	被害者の収入、年齢、被扶養者の 有無に応じて算定
	損害賠償	5,700～19,000円 × 限定休業日	慰 謝 料	被害者の障害の程度、 被害者の有無に応じて 32万円～1,600万円	慰 謝 料	請求権者の数、被扶養者の有無に 応じて 350万円～1,300万円
	慰 謝 料	4,200円 × 対象日数			葬 儀 費	60万円～100万円

新規申込に必要な書類

二輪自動車 250cc超	二輪自動車 250cc以下	原動機付自転車 125cc以下
車検証写し	軽自動車届出済証の写し	標識交付証明書写し

共済金の請求方法

加 害 者	本請求	加害者が被害者に対し損害賠償金を支払ったうえで、領収書その他必要書類を添えて、共済金(保険金)の請求ができます。
	仮渡金	請求できません。
	内払金	治療が長びいて、その支払いが10万円以上になったとき、10万円ごとに領収証等を添え請求ができます。
被 害 者	本請求	加害者に賠償の誠意がなかったり、誠意があっても賠償が受けられなかった場合、共済又は保険会社に直接請求ができます。
	仮渡金	当座の費用をまかなうために、前払金として請求できます。
	内払金	1. 死亡のとき 290万円 2. 傷害のとき、程度に応じ40万円、20万円、5万円 治療が長びいて、その間の損害が10万円以上になったとき、10万円ごとに請求ができます。

- ◆継続の場合は、自賠責保険(共済)証書コピー・掛金
- ◆詳細は、**担当者**または**自動車共済関東**へお問い合わせください。